

〔事案 28-87〕 既払込保険料返還請求

・平成 28 年 12 月 13 日 和解成立

＜事案の概要＞

募集人による虚偽説明を理由として、一時払保険料から減額および契約者貸付で受領済みの金額を差し引いた残額の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 19 年 2 月に契約した変額個人年金保険について、募集人から、銀行に預けておくのと同じで、何時でも好きなだけ引き出せる商品であるとの虚偽の説明を受けたことにより、本件契約を預金のように元本保証があり、引き出しも自由にできる商品と誤解したため、一時払保険料から減額および契約者貸付で受領済みの金額を差し引いた残額を返還してほしい。

＜保険会社の主張＞

募集人は、投資リスクのある本件契約の重要事項を正しく説明しており、虚偽説明はなかったことから、申立人の請求に応じることはできない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、一時払保険料から減額および契約者貸付で受領済みの金額を差し引いた残額の返還は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 本件契約に、減額時解約控除一部免除特約が付加された理由は、申立人が積立金を引き出すことがあることを想定したものと考えられる。
- (2) 申立人は積立金を必要な時に容易に引き出せると認識していたことがうかがえるが、募集人が特約保険料の負担の他に、特約の適用には一定の制限があることについて、適切に説明していたかどうか疑問が残る。
- (3) 申立人は、実際に本件契約から引出しを 2 回行おうとし、うち 1 回は契約者貸付を利用したが、いずれも特約保険料または利息を負担していることから、保険会社が把握していたとおりの金融資産を申立人が保有していたのか、本件契約以外に、ある程度の金融資産を保有していたのか疑問が生じる。
- (4) 申立人は、本件契約以外の契約加入時には、金融資産について本件契約時よりも少ない金額を申告しており、本件契約加入時に金融資産が大きく増えるような格別の事情は認められず、申立人が従前の申告と異なった申告をあえてする理由も認められないことからすると、募集人による適合性の確認が的確になされていたのか疑問が残る。
- (5) 本件契約は、申立人が 90 歳から年金を受け取る商品であるため、勧誘する商品としての合理性に疑問がないわけではないが、申立人が運用目的で本件契約に加入したのであれば、高額の一時払保険料の運用であり、申立人の年齢も踏まえると、他の保有資産の多寡は別

にして、契約には格別の配慮が望まれる。本件では、申立人の隣に住んでいた子供の同席を求めることや、家族への相談を促すことは容易であったといえるので、そうした対応が望まれた。